

○土地建物が相続財産かどうかにつき争いがあるとき

事 例

父が亡くなり、母、兄、私が相続人となります。父は借地上に家建てて住んでいたのですが、数年前に敷地を地主から買い取りました。ところが、土地は父名義ではなく兄名義に移転登記され、建物も兄名義となっています。登記手続は兄が勝手に行ったものだと思います。土地建物が遺産であることを明確にするにはどうしたらよいのでしょうか。

ポイント

- 1 遺産の範囲に争いがある場合は、遺産に関する紛争調整調停を申し立てます。
- 2 調停成立時には、遺産であることを確認する調停条項（案）を作成します。
- 3 調停が成立しなかった場合、訴訟を提起します。

手 続

- 1 遺産に関する紛争調停（ポイント1の1、2、3）

作成書類	遺産に関する紛争調停（家事手続244）
添付書類	・被相続人、相続人、債権者等の関係図（家系図） ・申立人おのり、被相続人、相続人、債権者等の関係図（家系図） ・不動産登記簿謄本（遺産に関する事項証明） ・説明書（調停成立時の調停条項（案）） ※ その他各裁判所の定めるところにより、身分関係についての資料・手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求められる場合があります（家事手続規則127・37③）。

申立時期	随 時
申 立 人	遺産であると主張する共同相続人

参考判例

- 遺産確認の訴えは、当該財産が遺産分割の対象であることを既判力をもって確定するものであるとした事例（最判昭61・3・13民集40・2・389、判時1194・76）
- 遺産確認の訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する固有必要的共同訴訟であるとした事例（最判平元・3・28民集43・3・167、判時1313・129）

参考となる判例がある
場合、その要旨を掲げて
あります。

第3章 相続分のうち、第1「→書式」の表示があるもの

「手続」中の作成書類、添付書類の
を記載例入りに掲げています。

書 式

●遺産に関する紛争調整の調停申立書（遺産の範囲確認の場合）

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		家事 ☒ 調停 申立書 事件名（遺産に関する紛争調整） ☐ 審判
		（この欄に併せて1件あたり収入印紙1、2000円を貼ってください。）
収入印紙 円	円	（貼った印紙に押印しないでください。）

〇〇家庭裁判所 調 中 平成〇年〇月〇日	申 立 人 （又は法定代理人など） の記名押印	甲 野 二 郎	印
----------------------------	-------------------------------	---------	---

添付書類	（事件のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。） 申立人および相手方の戸籍簿本（戸籍全部事項証明書）、被相続人の戸籍（または除籍） 原本（全部事項証明書）土地全部事項証明書および建物全部事項証明書	申 口 期
------	--	-------

申 立 人	本 籍 （国 籍）	〇〇 都 道 〇〇市〇〇町一丁目2番地	
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番地 (万)	
	フリガナ 氏 名	コウ ノ ジ ロウ 甲 野 二 郎	大正 昭和 平成 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇 歳)
相 手 方	本 籍 （国 籍）	都 道 申立人の本籍と同じ	
	住 所	〒 - 申立人の住所と同じ (万)	
	フリガナ 氏 名	コウ ノ イチ ロウ 甲 野 一 郎	大正 昭和 平成 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇 歳)

（注）太枠の中だけ記入してください。

事例相続手続二二